

報告第 11 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 16 日 提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

記

令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号）の件

令和２年度貝塚市一般会計補正予算（第１号）の件

令和２年度貝塚市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３９，１０５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５，５３０，０９４千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年４月１３日 処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6, 517, 639	8, 003	6, 525, 642
	2. 国庫補助金	759, 924	8, 003	767, 927
18. 繰入金		1, 691, 339	231, 102	1, 922, 441
	1. 基金繰入金	1, 686, 568	231, 102	1, 917, 670
歳	入	合	計	
		35, 290, 989	239, 105	35, 530, 094

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		16,073,168	170,600	16,243,768
	2. 児童福祉費	6,542,247	170,600	6,712,847
7. 商工費		250,497	57,750	308,247
	1. 商工費	250,497	57,750	308,247
10. 教育費		2,960,926	10,755	2,971,681
	1. 教育総務費	418,747	10,755	429,502
歳 出 合 計		35,290,989	239,105	35,530,094